

令和5年度家族計画・母 体保護法指導者講習会

テーマ「新たな潮流のなかで母体保護法指定医が取り組むべきこと」
刑法・刑事訴訟法一部改正の解説

令和5年12月2日（土）

日本医師会総合政策研究機構 弁護士 水谷 渉

「日本医師会における公的研究に係る利益相反管理規程」に照らし、開示すべき利益相反はありません。

本解説の目的

- ・ 法令解説（立法趣旨、海外との比較、件数）
- ・ 産婦人科診療に関連する問題点の考察

- 法令解説（立法趣旨、海外比較、件数等）

改正前の刑法①（1907年～2017（H29）年7月13日）

（強制わいせつ）

第176条

13歳以上の男女に対し、**暴行又は脅迫を用いて**わいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強姦）

第177条

暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、**3年以上の有期懲役**に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強姦）

第178条

- 1 人の**心神喪失若しくは抗拒不能**に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七十六條の例による。
- 2 女子の**心神喪失若しくは抗拒不能**に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前條の例による。

※法定刑の引き上げや表現の改正はあったが内容的には同じ 4

改正前の刑法②（平成29年7月13日～令和5年7月12日）

（強制わいせつ罪）

刑法176条

十三歳以上の者に対し、**暴行又は脅迫**を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする

（強制性交等罪）

刑法177条

十三歳以上の者に対し、**暴行又は脅迫**を用いて性交、**肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)**をした者は、強制性交等の罪とし、**五年以上の有期懲役**に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする

（準強制わいせつ罪・準強制性交罪）

刑法178条

1 人の**心神喪失若しくは抗拒不能**に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七十六条の例による

2 人の**心神喪失若しくは抗拒不能**に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条(強制性交等罪)の例による。

令和5年改正後刑法③（令和5年年7月13日～）

（不同意わいせつ）

刑法176条

1 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。

三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。

四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕がくさせること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

令和5年改正後刑法③（令和5年年7月13日～）

（不同意性交等）

刑法177条

- 1 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下この条及び第一百七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。
- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。
- 3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

なぜ処罰されるか

「性暴力被害の場合、加害者と接する時間が長く、距離が近く、視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚、その他の身体感覚すべてが侵襲される。」

「PTSD発症の可能性に影響する最も重要な因子」である「外傷的イベントの暴露の強さ、期間、および接近度」を全部そろえている。

宮地尚子（精神科医）「性暴力とPTSD」ジュリスト1237号（2003）

→PTSD概念が定着して、性暴力が与える精神的ダメージが重視

強姦の誤った社会通念（強姦神話）からの脱却

- ①強姦はたいしたことではない。単なるセックスに過ぎない
- ②強姦は若い女性にだけ起きることだ
- ③強姦は自分が招いたことだ。なれなれしい態度や挑発的な人だけが被害者になる
- ④女性の中には強姦のファンタジーを持っている人もいる。
- ⑤挑発的な服装が強姦を招く
- ⑥抵抗すれば強姦は防げる。加害者ひとりの力では実行不可能である。
- ⑦たいていの強姦は衝動的なもので加害者は女性を見ると襲いたくなる
- ⑧強姦の加害者は見ず知らずの人である。
- ⑨強姦の加害者は異常者である。
- ⑩男性はセックスなしではいられないから強姦する

米国ワシントン レイプ・クライシスセンターのトレーニングマニュアルより、
「犯罪被害者の心の傷」小西聖子著（白水社）

性犯罪被害の件数

法務省「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」 取りまとめ報告書概要：各種調査研究及びヒアリング指摘事項

第1 実態調査ワーキンググループ（WG）について

平成29年刑法一部改正法の検討条項を踏まえて実態調査WGを設置，各種調査研究・ヒアリング等を実施

第2 調査結果 ～性犯罪被害の概況と被害者心理等に関する研究～

(1) 認知・検挙・処理・裁判の状況等

強制性交等の罪 認知件数・検挙件数・起訴人員・不起訴人員・起訴率・通常第一審（地裁）における終局実人員（有罪・全部無罪）の推移（平成27年～令和元年）

年次	認知件数	検挙件数	起訴人員	不起訴人員	起訴率	通常第一審（地裁） における終局実人員	
						有罪	全部無罪
平成27年	1,167	1,114	453	832	35.3	341	2
平成28年	989	976	370	656	36.1	285	1
平成29年	1,109	1,027	354	730	32.7	249	3
平成30年	1,307	1,196	492	760	39.3	330	1
令和元年 (平成31年)	1,405	1,311	※			359	6

強制わいせつの罪 認知件数・検挙件数・起訴人員・不起訴人員・起訴率・通常第一審（地裁）における終局実人員（有罪・全部無罪）の推移（平成27年～令和元年）

年次	認知件数	検挙件数	起訴人員	不起訴人員	起訴率	通常第一審（地裁） における終局実人員	
						有罪	全部無罪
平成27年	6,755	4,129	1,394	1,820	43.4	965	5
平成28年	6,188	4,207	1,308	1,955	40.1	928	3
平成29年	5,809	4,320	1,295	2,127	37.8	891	4
平成30年	5,340	4,288	1,288	2,458	34.4	892	7
令和元年 (平成31年)	4,900	3,999	※			891	4

※ 令和元年（平成31年）における強制性交等の罪と強制わいせつの罪による処理数を合算した数値は、次のとおり。
起訴人員 1,619名
不起訴人員 3,206名
起訴率 33.6%

(2) 被害申告等に関する各種調査の状況等

▶ 犯罪被害実態（暗数）調査

- ・全国16歳以上の男女6,000人を対象（3,500人が回答）
- ・過去5年間に性的な被害に遭ったことがあると回答した者は35人
- ⇒ 捜査機関に被害を届け出なかった者：28人
捜査機関に被害を届け出た者：5人 など

▶ 男女間における暴力に関する調査〔内閣府〕

▶ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

を対象とした支援状況等調査〔内閣府〕

▶ 平成29年度犯罪被害類型別調査〔警察庁〕 など

(3) 被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見等

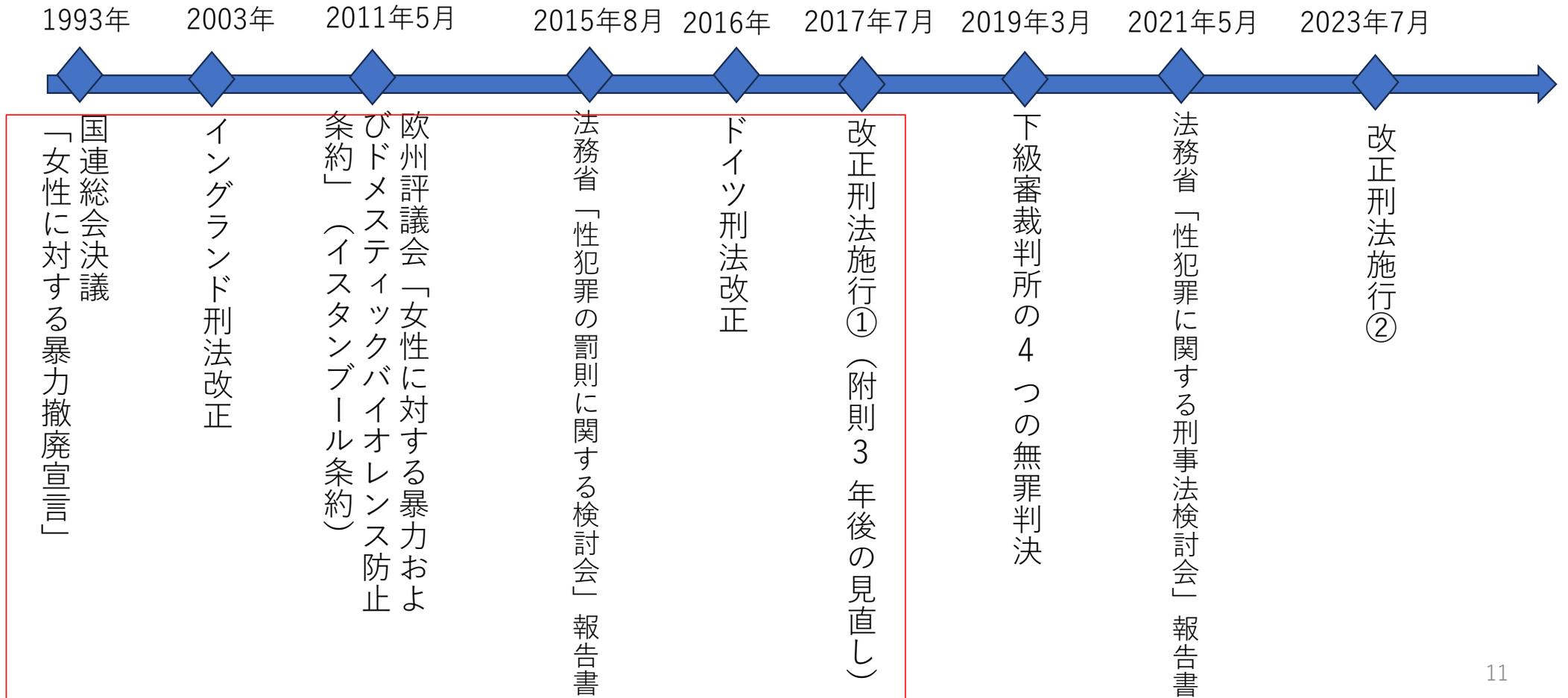
▶ 性犯罪被害者の心理等についての調査研究

- 検事が，精神科医・臨床心理士の指導・助言を受け，
- ① 被害者の心理等につき，被害者の反応や対処行動，その原因や機序に関する研究を収集
 - ② 暴行・脅迫，心理的抗拒不能，被害者の同意が争点となった事例（強姦罪につき，有罪38件，無罪10件，不起訴29件，準強姦罪につき，有罪7件，無罪3件）を収集し，前記知見を踏まえ，分析

届けたのは7分の1

強制性交の認知件数で
年間約1400件（令和元年）

刑法改正の経緯



国連総会決議

「女性に対する暴力撤廃宣言」(1993年)

第1条 この宣言の適用上、「女性に対する暴力」とは、性に基づく暴力行為であって、公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的若しくは心理的
危害または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪となる、
または、なるおそれのあるものをいう。

第2条 女性に対する暴力は、以下のものを含む（ただし、これに限定されない）と理解される。

- (a) 家庭において発生する身体的、性的および心理的暴力であって、殴打、世帯内での女兒に対する性的虐待、持参金に関連する暴力、夫婦間における強姦、女性の生殖器切断およびその他の女性に有害な伝統的慣行、非夫婦間の暴力および搾取に関連する暴力を含む。
- (b) 一般社会において発生する身体的、性的および心理的暴力であって、職場、教育施設およびその他の場所における強姦、性的虐待、セクシュアル・ハラスメントおよび脅迫、女性の売買および強制売春を含む。

欧州評議会「女性に対する暴力およびドメスティックバイオレンス防止条約」(2011年) (イスタンブール条約)

締結国につきの行為について犯罪とすることを求める。

- ・ 同意に基づかずに身体の一部または物を他人の膣、肛門、口腔への性的性質を有する挿入行為を行うこと
- ・ 人に対し、その他の同意に基づかない性的性質を有する行為を行うこと

海外の法制

アメリカ (ミシガン州) 	アメリカ (ニューヨーク州) 	イギリス (イングランド及びウェールズ) 	フランス 	ドイツ 
<p>【第三級性犯罪】 ○強制又は抑圧を用いた場合 →15年以下の拘禁刑</p> <p>※身体傷害を負わせた場合は、無期又は有期拘禁刑(第一級性犯罪)</p>	<p>【第三級強姦罪】 ○同意なく性交した場合 →1年6月以上4年以下の拘禁刑</p> <p>※強制的強要による場合は、5年以上25年以下の拘禁刑(第一級強姦罪)</p>	<p>【レイプ罪】 ○被害者が性交等に同意しておらず、かつ、行為者が被害者が同意していると合理的に信じていない(注2)場合(被害者が睡眠中又はその他意識がない場合も、同意していない場合に含まれる) ○被害者においてその精神障害が原因で、又はそれに関連する理由で性交等を拒絶できない場合 →最高で終身刑</p>	<p>【強姦罪】 ○暴行、強制、脅迫又は不意打ちによって実行した場合 →15年の拘禁刑</p> <p>※身体の一部喪失又は永続的な障害をもたらした場合や、被害者が15歳未満の場合、被害者が年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である場合、行為者が被害者の尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する場合などは、加重事由となる。</p> <p>※死亡させた場合 →30年の拘禁刑</p> <p>※拷問等を伴う場合 →無期拘禁刑</p>	<p>【強姦罪】 ○被害者の認識可能な意思に反して性交した場合 →2年以上の自由刑</p> <p>※行為者が凶器等を携帯したことや、行為により被害者を死亡の危険にさらしたことなどは、加重事由となる。</p> <p>※少なくとも軽率に被害者を死亡させた場合は、無期又は10年以上の自由刑</p>
<p>【第三級性犯罪】 ○被害者が(精神的)心神喪失者、(物理的)心神喪失者又は身体的無力である者であることを知っていた場合 →15年以下の拘禁刑</p> <p>※身体傷害を負わせた場合は、無期又は有期拘禁刑(第一級性犯罪)</p>	<p>【第一級強姦罪】 ○被害者が意識を失っている、又は身体的に行為に不同意であることを伝えられなかったために同意能力を欠く場合 →5年以上25年以下の拘禁刑</p> <p>【第二級強姦罪】 ○以下の事情により、同意能力を欠く場合 ・被害者が自己の行為の特性を評価することができない精神病又は精神障害に罹患していること ・被害者が同意なくして投与された麻薬若しくは中毒性物質の影響により、又は同意なくしてなされたその他の行為により、一時的に、自己の行動を評価又は制御することができなくなっていること →2年以上7年以下の拘禁刑</p>			<p>【強姦罪】 ○反対意思を形成・表明できない状況や、身体的又は精神的な状態に基づき、意思の形成・表明が著しく限定されている状況、驚愕の瞬間、又は抵抗した場合に重大な害悪が生じる恐れがある状況を利用した場合 →2年以上の自由刑</p> <p>※行為者が凶器等を携帯したことや、行為により死亡の危険にさらしたことなどは、加重事由となる。</p> <p>※少なくとも軽率に被害者を死亡させた場合は、無期又は10年以上の自由刑</p>

日本の法律は何が問題だったか？

- 「暴行・脅迫」「心神喪失・抗拒不能」を要件としている（R5改正）
→判例上は「反抗を著しく困難ならしめる程度」だが、それでも限界。
- いわゆる性交同意年齢が低い（R5改正）
- 性交類似行為（肛門性交、口腔性交）が重く処罰されない（H29改正）
→心理的なダメージは同等、男性被害者も。
- 親告罪（裁判提起には被害者の告訴が必要）（H29改正）

改正前の刑法②（平成29年7月13日～令和5年7月12日）

（強制わいせつ罪）

刑法176条

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする

（強制性交等罪）

刑法177条

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする

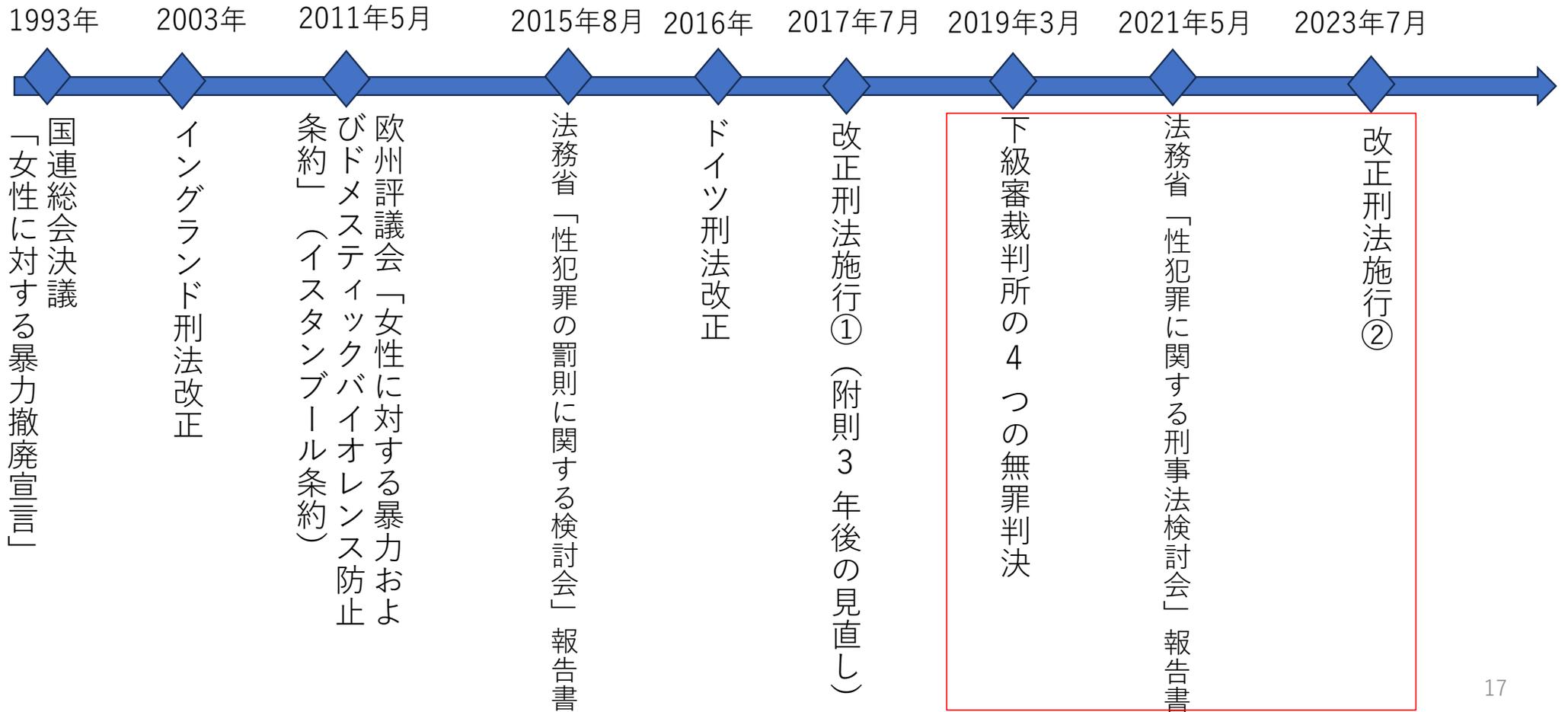
（準強制わいせつ罪・準強制性交罪）

刑法178条

1 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七十六条の例による

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条(強制性交等罪)の例による。

刑法改正の経緯



下級審の無罪判決が続いた

- 福岡地裁久留米支部2019年3月12日無罪判決（最高裁有罪）
→サークルの飲み会に初参加して泥酔して被害に遭う
- 静岡地裁浜松支部2019年3月19日無罪判決（無罪確定）
→コンビニの駐車場で口腔性交
- 名古屋地裁岡崎支部2019年3月26日無罪判決（控訴審有罪）
→父親からの性暴力
- 静岡地裁2019年3月28日無罪判決（控訴審有罪）
→父親からの性暴力

令和5年の改正の目的

- (1) 「暴行・脅迫」「抗拒不能・心神喪失」要件の改正
- (2) いわゆる性交同意年齢の引上げ
- (3) 身体の一部又は物を挿入する行為の取扱いの見直し
- (4) 配偶者間の不同意性交等罪成立の明確化
- (5) 公訴時効の延長

令和5年改正刑法③（令和5年年7月13日～）

（不同意わいせつ）

刑法176条

1 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。

三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。

四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕がくさせること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

令和5年改正刑法③（令和5年年7月13日～）

（不同意性交等）

刑法177条

- 1 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、**同意しない意思を形成し、表明し若しくは全う**することが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下この条及び第一百七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。
- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。
- 3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

(1) 「暴行・脅迫」「抗拒不能・心神喪失」要件の改正

Q3 「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」といった要件を改めることで、これまで処罰できなかった行為が処罰できるようになるのですか。

A3 不同意わいせつ罪・不同意性交等罪に関する「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」要件の改正は、改正前の強制わいせつ罪・強制性交等罪や準強制わいせつ罪・準強制性交等罪が本来予定していた処罰範囲を拡大して、改正前のそれらの罪では処罰できなかった行為を新たに処罰対象に含めるものではありませんが、改正前のそれらの罪と比較して、より明確で、判断にばらつきが生じない規定となったため、改正前のそれらの罪によっても本来処罰されるべき行為がよりの確に処罰されるようになり、その意味で、性犯罪に対する処罰が強化されると考えられます。

法務省ホームページ「性犯罪関係の法改正等 Q & A」
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html#Q2-1

(1) 「暴行・脅迫」「抗拒不能・心神喪失」要件の改正

Q4 不同意わいせつ罪・不同意性交等罪における「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」とは、どんな状態ですか。

A4 「同意しない意思を形成することが困難な状態」とは、性的行為をするかどうかを考えたり、決めたりするきっかけや能力が不足していて、性的行為をしない、したくないという意思を持つこと自体が難しい状態をいいます。

「同意しない意思を表明することが困難な状態」とは、性的行為をしない、したくないという意思を持つことはできたものの、それを外部に表すことが難しい状態をいいます。

「同意しない意思を全うすることが困難な状態」とは、性的行為をしない、したくないという意思を外部に表すことはできたものの、その意思のとおりになることが難しい状態をいいます。

法務省ホームページ「性犯罪関係の法改正等Q & A」
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html#Q2-1

(1) 「暴行・脅迫」「抗拒不能・心神喪失」要件の改正

Q5 「嫌だ」と言っているのに性的行為をされてしまった場合は、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪により処罰できるのですか。

A5 そのような場合には、「同意しない意思を全うすることが困難な状態」に当たるかどうか
が問題となります。

「嫌だ」と言って、性的行為をしない、したくないという意思を表明したにもかかわらず、
例えば、

○体を押さえ付けるなどの暴行を受けたこと

○「嫌だ」と言えばやめてくれると思ったのに、予想に反してやめてくれず、恐怖を覚えたこと

などの改正後の刑法第176条第1項各号に挙げられている行為や事由により、その意思のとおりならず、性的行為をされてしまった場合は、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪が成立し得ると考えられます。

法務省ホームページ「性犯罪関係の法改正等Q & A」
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html#Q2-1

(1) 「暴行・脅迫」「抗拒不能・心神喪失」要件の改正

Q6 不同意わいせつ罪・不同意性交等罪では、同意しない意思の形成・表明・全うが困難な状態の原因となり得る行為・事由として、どのようなものが例示されているのですか。

A6 不同意わいせつ罪・不同意性交等罪では、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」の原因となり得る行為・事由として、以下の8つの類型が例示されています。

(1) 「暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと」

「暴行」とは、人の身体に向けられた不法な有形力の行使をいい、「脅迫」とは、他人を畏怖させるような害悪の告知をいいます。

(2) 「心身の障害を生じさせること又はそれがあること」

「心身の障害」とは、身体障害、知的障害、発達障害及び精神障害であり、一時的なものを含みます。

(3) 「アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること」

「アルコール若しくは薬物」の「摂取」とは、飲酒や、薬物の投与・服用のことをいいます。

(4) 「睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること」

「睡眠」とは、眠っていて意識が失われている状態をいい、「その他の意識が明瞭でない状態」とは、例えば、意識がもうろうとしているような、睡眠以外の原因で意識がはっきりしない状態をいいます。

(1) 「暴行・脅迫」「抗拒不能・心神喪失」要件の改正

(5) 「同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと」

性的行為がされようとしていることに気付いてから、性的行為がされるまでの間に、その性的行為について自由な意思決定をするための時間のゆとりがないことをいいます。

(6) 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること」

いわゆるフリーズの状態、つまり、予想外の又は予想を超える事態に直面したことから、自分の身に危害が加わると考え、極度に不安になったり、強く動揺して平静を失った状態をいいます。

(7) 「虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること」

「虐待に起因する心理的反応」とは、虐待を受けたことによる、それを通常の出来事として受け入れたり、抵抗しても無駄だと考える心理状態や、虐待を目の当たりにしたことによる、恐怖心を抱いている状態などをいいます。

(8) 「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」

「経済的・・・関係」とは、金銭その他の財産に関する関係を広く含み、「社会的関係」とは、家庭・会社・学校といった社会生活における関係を広く含みます。また、「不利益を憂慮」とは、自らやその親族等に不利益が及ぶことを不安に思うことをいいます。

(2) いわゆる性交同意年齢の引上げ

「十六歳未満の者に対し、性交等（わいせつな行為）をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。」

13歳以上16歳未満（中学生くらいの年齢層）の人は、(1)「行為の性的意味を認識する能力」が一律にないわけではないものの、(2)「行為の相手との関係で、その行為が自分に与える影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手に対処する能力」が十分に備わっているとはいえず、相手との関係が対等でなければ、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力に欠ける。13歳以上16歳未満の人との関係で、絶対に対等な関係はあり得ないといえるような年長者による性的行為は一律に処罰対象としている。

(2) いわゆる性交同意年齢の引上げ

- ・ 13歳未満（義務教育年齢）
 - 無条件成立
- ・ 13歳以上16歳未満（義務教育年齢）
 - 被害者の誕生日から5年以上前の日に生まれた者は無条件で成立
 - 例えば、被害者の誕生日 平成19（2007）年12月1日（本日15歳）
 - 無条件で犯罪成立する者 平成14年（2002）年12月1日以前に生まれた者
 - ただし、被害者の誕生日から5年に満たない日に生まれた者も、不同意性交・わいせつの要件を満たせば成立
- ・ 16歳以上18歳未満
 - 要件をみたした場合に犯罪成立
 - ただし、各都道府県の青少年保護育成条例違反（淫行条例）の可能性あり
- ・ 18歳以上
 - 要件を満たした場合に犯罪成立

(3) 身体の一部又は物を挿入する行為の取扱いの見直し

「性交等」とは（177条）、

- | | |
|---------------------|-------|
| ・ 陰茎の膣への挿入（性交） | M40制定 |
| ・ 陰茎の肛門への挿入（肛門性交） | H29改正 |
| ・ 陰茎の口への挿入（口腔性交） | H29改正 |
| ・ 身体の一部又は物を膣又は肛門に挿入 | R5改正 |

(4) 配偶者間の不同意性交等罪成立の明確化

Q11 「婚姻関係の有無にかかわらず」とはどういう意味ですか。今回の改正で何か変わったのですか。

A 11 改正前においても、行為者と相手方の間に婚姻関係があるかどうかは、性犯罪の成立に影響しないと考える見解が一般的でした。

しかし、このような理解は条文上明らかにされておらず、学説の一部には、配偶者間の性犯罪の成立を限定的に解する見解もあることから、今回の改正法では、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪が配偶者間でも成立することを、確認的な意味で条文上明確化することとされたものです。

法務省ホームページ「性犯罪関係の法改正等 Q & A」
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html#Q2-1

(5) 公訴時効の延長

1 性犯罪について、公訴時効期間がそれぞれ5年延長

- ① 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪 など …… 15年 → **20年**
- ② 不同意性交等、監護者性交等の罪 …………… 10年 → **15年**
- ③ 不同意わいせつ、監護者わいせつの罪 など …… 7年 → **12年**

2 1の期間に加えて、被害者が18歳未満の場合は、被害者が**18歳に達する日までの期間**に相当する期間を加算した期間が公訴時効期間となる。

※ 例えば、12歳時の不同意性交等の被害の場合、時効完成は、21年(15年+6年)後となる。

- ・ 産婦人科診療に関連する問題点の考察

Q1 もし問診の過程で、不同意性交罪に該当することを認知した場合、母体保護法指定医師としては、警察への通報等をすべきでしょうか。

一般に、不同意性交罪に関し、警察へ通報する法令上の義務はない。

参照法令

刑法134条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、…の職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

Q1 もし問診の過程で、不同意性交罪に該当することを認知した場合、母体保護法指定医師としては、警察への通報等をすべきでしょうか。

ただし、父娘間の性交に関して、福祉事務所または児童相談所への通報義務がある。

参照法令

児童福祉法

第二十五条 要保護児童（注：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる18歳未満の者）を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

児童虐待防止法

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

Q1 もし問診の過程で、不同意性交罪に該当する ことを認知した場合、母体保護法指定医師としては、警察への通報等をすべきでしょうか。

ただし、ドメスティックバイオレンスに関して、通報規定がある。

参照法令

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

- 第六条 1 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

Q2 (Q1の場面で) 通報した場合、守秘義務に反するか？

不同意性交罪に該当した場合に、被害者の同意なしに、警察に通報した場合については裁判例がない。

被害者の受け止め方によっては、絶対秘密しておきたいものである可能性もある。また、通報によって、加害者側の不利益を引き起こす可能性（被害者の申告が事実と異なる場合）もある。

よって、被害者の同意を得て、通報するようにする。

なお、性犯罪被害の医療費に関し公的援助（診察料、検査料、治療費、中絶費用等）が受けられることもあるため、警察への申告を促す。



犯罪被害者等施策

警察庁ホームページ

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keisatsu/kouhi.html>

強姦性交等、強制わいせつ等の性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、極めて重い被害を与える犯罪です。

このため、性犯罪被害者に対して

- 緊急避妊
- 初診料
- 診断書料
- 性感染症等の検査費用
- 人工妊娠中絶費用

等の経費を公費により負担する制度を運用しています。

カウンセリング費用の公費負担制度

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対しては、心理学的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。このため、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診察料及びカウンセリング料を公費により負担する制度を運用しています。

母体保護法指定医が訴えられたケース

那覇地方裁判所沖縄支部令和3年11月19日判決（最高裁確定）

ア 妻は、平成29年3月31日、市販の妊娠検査で妊娠を確認し、同年4月4日、妊娠6週目（5週3日）で、人工妊娠中絶を希望して本件クリニックを受診した。その際、結婚歴の既婚の記載に丸印を付した問診票を提出した。

本件クリニックの職員は、妻から、現在離婚協議中で、妊娠しているのは婚外子であることなどを聴取した上で、妻に対し、人工妊娠中絶に当たり配偶者の同意が必要であることを説明し、本人及び配偶者の自署押印欄のある「人工妊娠中絶同意書」を交付して記入、提出を求めたが、妻から、配偶者とは離婚調停中でサインを得られない、DVのような行為もあったなどと告げられた。

イ 妻は、平成29年4月6日、本件クリニックを受診し、人工妊娠中絶のためのカウンセリング、術前検査を受けた。

カウンセリングを担当した本件クリニックの職員は、妻から、本人欄に妻が自署押印したものの、配偶者の自署押印欄は白紙のままの「人工妊娠中絶同意書」の提出を受け、妻から、「配偶者は生活費を入れてくれず、喧嘩ばかりしていたため、1か月前に離婚したこと、パートナーは離婚前から相談にのってもらっていた外国人で、同人も離婚予定で本土に行っていること、今後も結婚を前提に付き合っていくつもりであること、こうした状況を考えて、パートナーと相談して今回は人工妊娠中絶を受けることを決めたこと」などを聴取した。

ウ 指定医は、平成29年4月8日、上記ア、イの本件クリニックの職員による妻からの聴取結果が記録された診療録を確認して、妻は配偶者と離婚していたものと認めた上で、夫の同意を得ることなく、妻に対し、子宮内容除去術を施行して、本件人工妊娠中絶を行った。

エ 夫から指定医に対し、損害賠償請求（夫敗訴）

Q3 不同意性交罪が成立する場合、「夫が犯人」でも、人工妊娠中絶には夫の同意が必要なのか？

(照会)

母体保護法第14条第1項第2号において、暴行若しくは脅迫によって妊娠したものについては、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができることとされているが、強姦性交の加害者の同意を求める趣旨ではないと解してよいのか。

(回答)

母体保護法に係る疑義について

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知(令和2年8月28日 子母発0828第2号)

貴見のとおりである。

Q4 ドメスティックバイオレンスで夫が妊娠させた場合、人工妊娠中絶に夫の同意は必要か？

(照会)

母体保護法第14条第2項において、人工妊娠中絶を行う際の配偶者の同意について、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りることとされているが、妊婦が夫のDV被害を受けているなど、婚姻関係が実質破綻しており、人工妊娠中絶について配偶者の同意を得ることが困難な場合は、同項の規定する本人の同意だけで足りる場合に該当すると解してよいか。

(回答)

母体保護法に係る疑義について

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長（令和3年3月10日子母発第0310号）

貴見のとおりである。

Q5 未成年者が親の同意なく人工妊娠中絶を求めた場合

- (1) 母体保護法14条1項は、「本人の同意」と規定しているだけで、未成年者が含まれるか否かについては触れていない。しかし、同法3条1項では、「医師は、次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び配偶者があるときはその同意を得て、不妊手術を行うことができる。ただし、未成年者については、この限りでない」と規定している。未成年者は不妊手術の適用除外として規定されているが、人工妊娠中絶には、未成年者について適用除外の規定を置かないという法律の構成から、同法14条1項の「本人」には、未成年者が含まれると解すべきである。
- (2) また、親の同意が必要と解した場合には、親に妊娠の事実を知られたくない未成年者は、妊娠の事実を隠し、適切に対処することなく出産を迎えてしまう場合がある。出産当日に子どもを殺害するという悲惨な事例も報告されている。このような不測の事態に陥ることを防ぐためにも、未成年者本人の同意だけで足りるとし、未成年者の自己決定権を認める法の趣旨は尊重されるべきである。
- (3) しかしながら、未成年者の場合、人工妊娠中絶に伴い、経済的・身体的・精神的に多大な負担を強いられることは疑う余地がない。法定代理人(親)のサポートが必要となる場合が多いことは事実である。法定代理人(親)の同意が容易に得られるのであれば、同意を得ることが望ましいことは言うまでもない。しかし、未成年者に対し、情報を提供し、説明することは医師の義務であるが、説得したり、誘導したりして、未成年者の主体的な意思決定を阻害することは避けたほうが良い。

平岩敬一「母体保護法の同意について」日医雑誌 第149巻・第2号/2020年5月

Q5 未成年者が親の同意なく中絶を求めた場合

(4) 人工妊娠中絶を受けるために受診した女兒が、①自分が妊娠していること、②時間の経過により出産に至ること、③育児能力がないこと、④人工妊娠中絶が法的にできること、⑤法定代理人(親)の同意が得られない事情をよく理解していること。以上の事柄を理解できているか、医師が確認することをもって同意能力ありと判断してよい。同意書に以上の文言を工夫して印刷し、□内にレ印を付けてもらうようにしてもよい。法定代理人(親)の同意が得られない事情は、カルテに記載してもよいと考えられる。いずれにせよ、書面上に記録として残し、問題が生じた場合に証拠とすることができるようにしておくことが必要である。

平岩敬一「母体保護法の同意について」日医雑誌 第149巻・第2号/2020年5月

さいごに

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
 - 二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

R5年の刑法改正にもかかわらず、「暴行・脅迫」「抵抗・拒絶」が残っている。
不同意性交罪で犯罪が成立するのに、人工妊娠中絶ができない場合が出てきてしまわないか？

参考文献

- ・小西聖子「犯罪被害者の心の傷」（白水社）（1996. 12）
- ・宮地尚子（精神科医）「性暴力とPTSD」ジュリスト1237号（2003）
- ・小沢春希「強制的性交等罪の構成要件緩和-欧州における同意のない性交の罪-」国会図書館「調査と情報」1076号（2019.12）
- ・平岩敬一「母体保護法の同意について」日医雑誌 第149巻・第2号（2020.5）
- ・日本学術会議「「同意の有無」に中核を置く刑法改正に向けて－性暴力に対する国際人権基準の反映」（2020.9）
- ・法務省 性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ「取りまとめ報告書」（2021.3）
- ・法務省 性犯罪に関する刑事法報検討会「取りまとめ報告書」（2021.5）
- ・佐藤陽子「2023年改正の概要とその意義について」法律時報95巻11号64頁
- ・斉藤豊治「不同意性交罪新設の意義と課題（上）（下）」法律時報94巻9号105頁、同10号88頁(2023.9、2023.10)

参考動画

宮地尚子 20191020 岡崎「性暴力事件」から見えてきたもの－学術に何ができるか－

第2部 学術に何ができるか－岡崎事件を受けて 上野千鶴子アーカイブ <https://www.youtube.com/watch?v=uEv0wz0KwMk>